

令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の 締結実績の概要

国立大学法人 浜松医科大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和4年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（令和4年2月25日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給を受ける契約、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達に係る契約、建築物の設計、建築物の維持管理に関する契約、建築物の改修並びに産業廃棄物処理に係る契約のうち、下記のとおり環境配慮契約を締結した。

○電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧）

令和4年度においては、本学では1件の電気の供給を受ける契約（高圧・特別高圧）について、温室効果ガス等の排出の削減の配慮に対する評価等を取り入れた裾切り方式による入札を実施したが、不調となり最終保証契約を締結した。

○建築物の維持管理に関する契約

令和4年度においては、本学では1件の建築物の維持管理に関する契約について、グリーン購入法（国等による環境物品等に関する法律に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」に規定する「判断基準」を満たすものとする）を適用した環境配慮契約を実施した。

○産業廃棄物処理に係る契約

令和4年度においては、本学では3件の産業廃棄物処理に係る契約について、温室効果ガス等の排出の削減の配慮に対する評価及び優良認定に対する評価等を取り入れた裾切り方式による入札を実施した。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○学内の契約担当部署に対して、環境配慮契約に関する周知を図った。